科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年6月29日現在

研究種目:基盤研究(B) 研究期間:2006~2008

課題番号:18401025

研究課題名(和文) 清代地方政府文書『南部県档案』の総合的調査・研究

研究課題名(英文) Nanbu County Archive in Qing China Research Project

研究代表者

唐澤 靖彦 (KARASAWA YASUHIKO) 立命館大学・文学部・准教授 研究者番号:10298721

研究成果の概要:中国四川省南充市档案館が所蔵する清代『南部県档案』を対象に、目録作成による全容の把握、及び資料収集を行った。同史料は、1657年から1911年までの255年間における、清代四川省の一つの県の公文書群であり、ファイルの総数は17,882件に上る。成果として第一に、詳細な目録作成によって、多くの研究者がより効果的に利用できる条件を整えた。そして第二に、日米の研究者による研究連携を通じて、後期帝政期中国の地方社会における行政、経済、司法、そしてそれらと一般民衆生活との関わりなどに光を当てた。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006年度	7,000,000	2,100,000	9,100,000
2007年度	2,100,000	630,000	2,730,000
2008年度	2,100,000	630,000	2,730,000
年度			
年度			
総計	11,200,000	3,360,000	14,560,000

研究分野:軍事史、中国史 科研費の分科・細目:東洋史

キーワード:清代法制史、清代地方行政、清代社会史、清代経済史

1. 研究開始当初の背景

(1)中国清代の「档案」史料は、帝政期中 国最晩年(18世紀~20世紀初頭)の社会・ 経済・行政・文化等の様々な側面を、従来よ りも更に緻密に明らかにすることを可能に する重要な史料である。「档案」とは中国に おける公文書を意味し、清代の档案は、中央 政府のものと県などの地方行政機関のもの とに大別される。

地方档案のかなりを占める司法案件記録は、裁判に関わった一般民衆の生活、慣習、心性などの情報を提供しており、エリートが構成した「上からの歴史」ではなく、民衆の視線に密着した「下からの歴史」を構築することを可能にする。

また、これ以外の行政文書は、地方行政の

オリジナルな記録として、中国の帝政国家が 地方レベルで担っていた役割、とりわけ地域 社会に対する行政サーヴィスの提供やイデ オロギー的支配や財政運営の実際がどうで あったのか、諸制度の実践的側面を明らかに する。

さらに、行政機関間でやりとりされた文書 から、帝政中国の行政ネットワークが、中央 一地方間及び地方一地方間で具体的にどう 機能していたのか、中央レベルの史料からで は窺えない実態も解明できる。

(2)申請時に利用可能で最大規模の地方 档案は、中国四川省档案館が所蔵する、四川 省重慶市一帯の清代『巴県档案』であった。 主に 18世紀末から 20世紀初までの約 11 万 件を有する。『巴県档案』は、重慶という政 治的かつ経済的に重要な一帯の歴史に関す る情報の貴重な宝庫である。しかし、南部県 のような、経済的中心地からはほど遠い、多 くの僻地農村部の状況までも代表するもの ではない。

中国四川省南充市档案館が所蔵する清代 『南部県档案』には、以下のようなユニーク な意義があると考えられた。第一に、現在ま でのところ『巴県档案』に次ぐ数量的規模を もっている。第二に、清代の長期間をカヴァ ーしている。そして第三に、経済的に未発展 の農村地帯における民衆生活の諸実態の理 解に資する。こうした諸特徴から、『南部県 档案』は、清代社会の全体像をより複合的に 解明する上で欠かせないと考えられた。

しかし、『南部県档案』は、20世紀初に清朝が滅亡してからはその価値を顧みられず、廃紙のような状態で長期間放置されていたため、発見された時点で、カビが発生し、湿って紙が相互に粘着したり、虫食い等で破損が生じたりなどの状態のものが多かった。申請当時、修復作業は完了しておらず、なんら

かの措置が必要であった。

2. 研究の目的

档案史料中の司法案件記録を集中的に活用した清代社会史研究は、米国において早くから展開され、成果が生み出されてきた。日本においては、中国法制史や明清経済史・社会史の伝統が、清代中国の独特な司法慣行や人々の秩序意識を明らかにする実績を生み出してきた。本研究は、日米両国における後期帝政中国を対象とした社会史・法制史・経済史研究の、地方档案を用いた拡充を企図したものである。

『南部県档案』には、清代国の最末端行政組織である県レベルの地方行政の実態から、一般民衆の社会・経済・精神生活に関する第一級の情報が含まれている。その規模、カヴァーする時代の長さ、県の特質、しかも同じ四川省内の『巴県档案』と併せて用いることができるなどの諸利点から、地方档案史料の有用性を引き出して清代中国の理解へと貢献できる稀有な史料なのは間違いなかった。しかし、この史料は当時、その存在すらも中国内外であまり知られていなかった。

本研究は、申請当時に以下のような目的を 有していた。具体的には、ようやく一部が利 用可能になっていたこの大規模な重要史料 を調査し、整理に資し、一部を収集する。そ れによって、第一に、今後より多くの研究者 が利用できる条件を整える。第二に、日米の 研究者による研究連携と討議を通じて、後期 帝政期中国の地方社会における行政、財政、 司法、そしてそれらと一般民衆生活の関わり といった諸側面の、長期間に及ぶ実態を解明 しうる環境を整える。

3. 研究の方法

(1) 研究対象の分担体制は、海外連携研究

者を含め、それぞれ以下のようであった。 ①唐澤靖彦は、司法関係文書における訴状の ナラティヴに注目する(文化史的アプロー チ)。

②中島楽章は、司法・行政文書の両方面から 社会と行政の関係に注目する(社会史的アプローチ)。

- ③黨武彦は、行政文書から統治システムに注 目する(行政史的アプローチ)。
- ④2 年目より参加の滝野正二郎は、嘉陵江の 水運システムに注目する(流通史的アプロー チ)。
- ⑤マシュー・ソマーは、夫が妻を売るという 下層民に多く見られた慣行に注目する(ジェンダー研究的アプローチ)。
- ⑥ブラドリー・リードは、地方レベルの司法 システムが上下各級のあいだでどのように 機能していたかに注目する(法制史的アプロ ーチ)。
- ⑦3年目より参加のクリストファー・アイゼットは、農業県である南部県の農民経済の実態を検証する(経済史的アプローチ)。
- (2)3年間の研究期間を通じ、基本的には、 現地である中国四川省に夏季に赴いて、档案 館での史料調査を実施した。資料整備の作業 中であったり、国家プロジェクトとして資料 のデジタル化がなされていたり、中央からの 突然の指令で外国人のアクセスが制限され るなど、閲覧と調査が困難なこともあったが、 最終年度には『南部県档案』を収集すること ができた。
- (3)ほとんどが、研究分担者や連携研究者のグループで档案館への調査に赴き、調査期間中の討議を通じて、相互の研究内容や調査状況を理解することに努めた。これが、档案史料を用いた清代史研究に共通する課題を、互いに共有することにつながった。また、研究会を適宜開催し、同様の効果を得た。特に

黨と中島は、四川省図書館や四川大学図書館などで、『南部県档案』に関連する地方史料などの調査も行った

4. 研究成果

(1)本研究のもっとも公共的性格を帯びた成果は、『南部県档案』の詳細な目録の完成である。本研究課題の初年度に、『南部県档案』の整理費用として本助成金から南充市档案館に支出した費用の成果として、2008年に『南部県档案』文書の一枚ごとの詳細な目録が完成し、エクセルファイル化されているため、利用が飛躍的に便利になった。このように、案件ごとではなく、一案件に含まれている文書の一枚ずつの目録というのは、中国の諸档案館において所蔵されている清代の档案史料でも他に例はなく、『南部県档案』を用いる清代史研究に対し、本課題による極めて重要な貢献が具体化された。

これによって、『南部県档案』を用いる将来の研究が促進される。現在、南充市档案館にはエクセル形式の文書目録とそれを印刷したものが利用できる。エクセル形式の目録では、キーワード検索をかけることにより、調査の速度と効率を増進することが可能となった。そして、検索によって閲覧を希望するファイルは、『南部県档案』の全文書がデジタル化(DVD媒体)されたことにより、容易に探し出すことができるようになった。現在までの個別の研究成果は、以下の如くである。

(2) 滝野正二郎は当初、「嘉陵江と長江を結ぶ水運システム」に関する研究を検討していた。しかし、『南部県档案』中に水運流通に関する史料はほとんどないことが判明した。これによって逆に、南部県が農業県であることが再確認できた。滝野の調査により、清代後期におけるこの地域の流通経済・交

通・市場等に関連しては、定期市(「場市」)の設置問題、塩井における開発・所有・経営・登録・納税問題、叛乱鎮圧に関連する軍需輸送問題、地方末端官庁における駅伝維持の問題、道路の維持・管理問題、厘金・油課(菜種油を対象とした税)等の地方税問題などに関する史料が存在することが確認された。

とりわけ、滝野は定期市設置および私設禁 止の問題について特に調査検討を行った。そ れにより、定期市の設立の発議、申請の内容、 設立の事由、定期市における「役目」、定期 市からの収益と分配、県衙門(役所)の関与 と定期市私設の問題点、設立後の定期市と県 衙門の関係といった、地方のミクロな行政史 と経済史において従来にない知見が得られ た。塩井や地方の軍需輸送の問題はこれから の調査課題となる。

(3) 南部県が経済的には先進でない農業県であるという滝野の知見は、土地経済を検討するクリストファー・アイゼットとも共有されている。アイゼットは、土地借用、土地売買、土地侵犯に関する司法争議を検討した。それらの档案文書は、南部県における土地慣行に光を当てている。それは、土地財産がやりとりされるその方式、すべての当事者の土地に関する諸権利、土地財産のやりとりを監視する共同体の役割、土地や借地のコストといった諸点についてのものである。

またこれら文書は、土地への諸権利と経済 発展のあいだにどのような連関があるのか という、経済史上でも異論の多い議論を検討 するうえで最適な史料となる。また、地方の 法廷が土地紛争をどのように扱い、どのよう に裁定を下したのかも明らかになる。地方官 がどのように成文法を適用し、またどうして、 どのようなときに、地方官は法から離れたの か、そしてどのようにして自らの裁定を正当 化したのかといった諸点も、アイゼットは 『南部県档案』を通じて明らかにしていく。 (4)こうした、民間の慣行と官の司法との 接点としての档案史料という性格は、夫によ る妻の売買という慣行に焦点を当てたマシュー・ソマーのジェンダー史研究が活用する ところでもある。妻を売るという、一見する と男性優位社会の現われに過ぎないように 見える行為が、実のところ貧困層の生存戦略 として事実上の一妻多夫状態を形成してい たことを、地方法廷記録からソマーは綿密に 実証した。その史的証拠を提供したのが、『巴 県档案』や華北の『宝坻県档案』といった他 の档案史料と並んで、『南部県档案』に多く 含まれる司法案件である。

『南部県档案』も重要史料として実証的基礎を構成する、ソマーの Polyandry and Wife-Selling in Qing Dynasty China: Survival Strategies and Judicial Interventions という著作が、スタンフォード大学出版局から近々出版される。

(5)地方档案史料は、その地方の状況をより詳細に明らかにすることができる史料であるという滝野やアイゼットやソマーの知見は、中央一地方の行政システムを検討した 黨武彦においても共有されている。県衙門と地域社会との関係において生成されていく行政文書の蓄積の中で、様々なローカルな実情や問題点が浮き彫りにされる。

一方で南部県は、中央東部から知県が派遣されて統治される一行政単位である。黨は、多種多様な偏差を有する広大な領域を支配する中華帝国の中央集権のあり方を、文書行政の点から明らかにするという視点から史料の分析を行った。北京の宮廷や六部からの指令的文書(上論・咨文等)が県レベルにおいてどのように受容され、また、それが現実の地方行政において反映されていくのか、ということを具体的な作業とした。この際、四

川総督の奏摺や同じ四川省内の『巴県档案』 も参照した。

中央からの指令的文書はまず四川総督衙門において受領される。適用可能な命令はそのまま下位の行政機関に送られていくが、四川の地域的実情に合わないと判断されたものは、州県の実情報告を論拠として中央に適用不可、ないしは修正を提議する。中央は多くの場合「因地制宜」との判断を下し、それを容認している。黨の分析は、柔軟なかたちでの中央の地方統治のあり方が存在したことを明らかにした。

(6) ここまで述べてきた個別の研究成果はどれも、民衆であれ官であれ、当時を生きた人々の様々な声を重層的に内包しているという档案史料の性質を活用している。そして、档案史料を通じて地方社会の具体的状況を明らかにしようという試みであるという点も共通である。清代地方衙門の官代書という、役所に告訴状を提出しようとする人々のために、官式の告訴状用紙に訴えの内容をしたためた人々に注目した唐澤靖彦の研究も、上記の二点で同様である。

この代書プロセスにかかわることで、官代書は、大げさなストーリーを仕立てようとする告訴状提出者側(告訴状内容の実質的作成を請け負ったアドバイザーたちも含む)と、告訴状からフィクション的要素を排除しようとする地方官の努力のはざまに立たされることになる。それは同時に、読み書き能力によって運用される司法行政エリートの世界との境界に、彼らが位置せざるを得ないことも意味していた。自ら獲得した一定程度の読み書き能力で生計を立てざるを得なかった彼らは、文字表現と口誦世界の接点となる訴訟において、司法案件記録のなかに様々な形で顔を出す。科挙合格者たちを頂点に、識字層

は社会の下方に広がっていた。この識字層の 裾部分に属していた官代書の営為の探究を 通じて、帝政後期中国における下層識字層の 社会的役割を、唐澤は明らかにしていく。

(7) 本研究課題による史料調査は、今後の 研究の展開につながることになった。本研究 課題の成果である詳細な目録から『南部県档 案』の全容を把握することが可能となったこ とが大きい。マシュー・ソマー、ブラドリー・ リード、クリストファー・アイゼット、そし て唐澤靖彦の四名は、台湾と四川からの研究 者も含む二つの共同研究計画案を持つに至 った。一つは、司法案件を用いることで、南 部県の地方史を描くことである。そこでは、 清代後半のこの地域における社会生活のあ らゆる側面を問うことになる。二つめは、南 部県と巴県の両方で地方官を務めた二名を 含む五名の地方官僚を選び出し、やはり司法 案件を用いて、彼らが具体的にどのような統 治を行ったかを分析する。それにより、清代 中国の行政の最末端において、地方官が果た していた役割を従来以上にミクロに理解し ていくことが可能となろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ① 唐澤靖彦、清代的訴状及其制作者、北大法律評論、10-1、25-44、2009、査読無。
- ② <u>黨武彦</u>、清代六部行政文書の諸類型—『六部文件』を素材として—、熊本大学教育学部紀要(人文科学)、56、289-306、2007、査読無。
- ③ <u>黨武彦</u>、清代文書行政における内閣の政治的機能について-日本・琉球関係档案を素材として-、東京大学史料編纂所研究紀要、16、36-49、2006、査読無。

〔学会発表〕(計 5 件)

① Matthew Sommer、Chosen kinship as a framework for non-normative sexual alliances in Qing China、Association for Asian Studies 年次大会、2009 年 3

- 月27日、シェラトンホテル(シカゴ市)。
- ② <u>滝野正二郎</u>、清代後期の四川省南部県档 案から見た場市設立問題、山口中国学会、 2008 年 12 月 13 日、山口大学人文学部。
- ③ Matthew Sommer、How to understand the male same-sex relationships found in Qing legal cases、Same-Sex Desire and Union in China: Interdisciplinary and Historical Perspectives コンフェレンス、2008 年 5 月 16 日、スタンフォード大学。
- ④ <u>中島楽章</u>、宋ー清代における同族共有資産の法的保護、第52回国際東方学者会議、2007年5月18日、日本教育会館(東京)。
- ⑤ 中島楽章、宋代至清代同族共有資産的法律性保護、"宋以降宗族形態的演進与社会変遷"国際学術研討会、2007年8月29日、紅楼大酒店(天津市)。

[図書] (計 4 件)

- ① Matthew Sommer、Stanford University Press、Polyandry and Wife-Selling in Qing Dynasty China: Survival Strategies and Judicial Interventions、 近刊。
- ② Matthew Sommer (蘇成捷)、聯経書店、明清法律運作中的権力与文化(邱澎生、陳熙遠編)、2009、345-390(清代県衙売妻案件之審判:巴県、南部与宝坻三県档案272個案件的分析)。
- ③ <u>唐澤靖彦</u>、University of Washington Press、Writing and Law in Late Imperial China: Crime, Conflict, and Judgment (R. Hegel and K. Carlitz eds.)、2007、 64-80 (Between oral and written cultures: Buddhist monks in Qing legal plaints)。
- ④ <u>唐澤靖彦</u>、University of Hawaii Press、 Thinking With Cases: Specialist Knowledge in Chinese Cultural History (C. Furth, J. Zeitlin, and P. Hsiung eds.)、2007、101-122 (From oral testimony to written records in Qing legal cases)。

6. 研究組織

(1)研究代表者

唐澤 靖彦 (KARASAWA YASUHIKO) 立命館大学・文学部・准教授 研究者番号:10298721

(2)研究分担者

滝野 正二郎 (TAKINO SHOJIRO)
山口大学・人文学部・准教授
研究者番号:20197239
黨 武彦 (TO TAKEHIKO)
熊本大学・教育学部・准教授
研究者番号:80251388

中島 楽章 (NAKAJIMA YOSHIAKI) 九州大学・大学院文学研究科・准教授 研究者番号:10332850

(3) 連携研究者

研究協力者 マシュー・ソマー (MATTHEW SOMMER) スタンフォード大学・歴史学部・准教授

クリストファー・アイゼット (CCHRISTOPHER ISETT) ミネソタ大学・歴史学部・准教授

ブラドリー・リード (BRADLY REED) ヴァージニア大学・歴史学部・准教授